

(第65号議案)

仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等
新築工事請負契約に係る契約金額の変更について

令和8年2月16日に議決された令和8年第19号議案「仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築工事請負契約」に係る契約金額を下記のとおり変更する。

1 契約金額

変更前	801,954,000円
変更後	807,322,000円
差 額	5,368,000円

2 契約者

協永建設株式会社 代表取締役 清水和美

3 変更する理由

労務単価等の上昇に伴い、工事請負契約約款第26条（インフレスライド条項）に基づき、契約金額を変更する必要がある。